

令和2年度環境物品等の調達実績の概要

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめた。

1. 令和2年度の経緯

令和2年度については、令和2年3月31日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品及び役務の調達は別表「令和2年度調達実績集計表」（物品・役務）及び「令和2年度 間伐材及び合法木材実績集計表」、公共工事は別表「令和2年度調達実績集計表」（公共工事）のとおりである。

① 目標達成状況等

物品及び役務については、調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目について、全て100%を調達目標としていたが、一部の品目については目標を達成することができなかった。

公共工事については、使用される資機材等が多種多様なことから目標値を設定していないが、特定調達品目としての判断の基準を満たす適用品を調達することができた。

② 調達目標を達成できなかった理由等

電気便座の調達において、新型コロナ対策として接触機会の低減のため、非接触便ふた開閉及び非接触スイッチの機能を有する事を必須仕様としたところ、特定調達品目としての判断の基準を満たす製品が見当たらなかったため。

③判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

令和2年度においては、判断基準より高い基準を満足する製品の調達は行わなかった。

（2）特定調達物品以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品以外の環境物品等については、調達方針において判断基準や目標値は設定していないが、物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品、またはこれと同等のものを調達するよう努め、また、OA機器及び電化製品においては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択するよう努めた。

（3）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

昨年に引き続き、物品等を納入する事業者、役務の提供者、公共工事の請負事業者などに対して、事業者自身がグリーン購入法を推進するように働きかけた。また、納入の際はできるだけ簡易包装を心がけるように依頼している。

（4）当該年度調達実績に関する評価

物品及び役務については、一部の品目については目標を達成することができなかつたが、これは必要とする仕様を満たしつつ判断の基準を満足する製品が見当たらなかった事が理由である。

公共工事については、使用される資機材等が多種多様なことから目標値を設定していないが、特定調達品目としての判断の基準を満たす適用品を調達することができた。

よって、調達方針に定める目標は達成できていると認められる。今後もより一層のグリーン調達に努めることとする。

本件に対する窓口

物品関係 事務局財務課 TEL 03-5425-2076 (タイヤルイン)

公共工事 事務局施設企画室 TEL 03-5425-2044 (タイヤルイン)